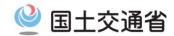


木曽川水系河川整備計画変更原案(案)の概要

令和元年11月20日 国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所

河川整備計画の変更項目の骨子



①水防災意識社会の再構築

洪水氾濫に社会全体で備えるための取り組みとして、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加えて、施設能力を上回る洪水等へのハード対策(危機管理型ハード対策)、洪水浸水想定区域の指定、水害リスク情報の共有(住民目線のソフト対策)等を明記。

②良好な自然環境の保全・再生及び魅力ある水辺空間の創出

良好な自然環境の保全・再生や、魅力ある水辺空間を創出するだけでなく、地域と一体となって 創出した貴重なオープンスペースを整備、活用していくことで、観光振興、地域活性化に貢献して いくとともに、自然環境の将来に向けた持続性を高めていくため、川と地域社会の関わりについて 深めていく取り組みを進めていくことを明記。

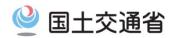
③長良川遊水地

現行の河川整備計画策定時点(H20.3)では内部検討段階であったが長良川遊水地整備について、その後の事業効率や地域の以降についての検討を踏まえた事業箇所・整備方針等を明記。

④地震・津波に対する安全性の強化

これまでも耐震性能照査指針に基づき照査を実施し、その結果を踏まえ対策を進めてきた地震・津波対策の具体的な整備目標を明記。

河川整備計画変更(原案)目次



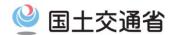
或及び河川の現状と課題
及び河川の概要と取り組みの沿革
流域及び河川の概要
治水の沿革
利水の沿革
河川環境の沿革
整備の現状と課題
洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に関する現状と課題
河川水の適正な利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題
河川環境の現状と課題
河川維持管理の現状と課題
新しい課題
川整備計画の目標に関する事項
計画対象区間
計画対象期間
整備計画の目標
洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
河川環境の整備と保全に関する目標

黒 字:変更なし

赤 字:変更あり

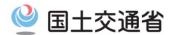
<u>赤字下線</u>:新 規

河川整備計画変更(原案)目次



第3章 河川の整備の実施に関する事項		黒字:変更なし
	弱所並びに当該河川工事の施行により設置される	* • * * * * * * * * * * * * * * * * * *
河川管理施設の機能の概要		・ 字:変更あり
	災害の発生の防止又は軽減に関する事項	── 赤字下線:新 規
1 水位低下	(1) 河道掘削・樹木伐開	
	(2) 横断工作物の改築	
	(3) 洪水調節機能の強化	③長良川遊水地
2 堤防強化	(1) 洪水の通常の作用に対する安全性の強化	
	(2) 高潮に対する安全性の強化	
	(3) 地震・津波に対する安全性の強化 対策の推進	④地震および津波…
3 内水対策		
4 危機管理対策	(1) 防災関係施設の整備	①水防災意識社会・・・
	(2) 被害を最小化するための取り組み	③長良川遊水地
第2項 河川水の適正な利用及び流れ	水の正常な機能の維持に関する事項	
1 河川水の適正な利用	(1) 既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利用の合理化	
	(2) 取水及び貯留制限流量の維持	
	(3) 適正な水利権許認可	
2 流水の正常な機能の維持	(1) 河川環境の改善	
3 渇水及び異常渇水対策		
4 発電減水区間及び都市河川対	策	
第3項 河川環境の整備と保全に関す	する事項	
1 河川環境の整備と保全		
2 川と人とのふれあいの増進	(1) 水辺のふれあい拠点の整備	
	(2) 景観の保全	
	(3) 地域住民やNPO等との連携の推進	
	(4) かわまちづくり支援制度の活用	②良好な自然環境の保全・再生・・・
3 河川の特質を踏まえた環境の		
	(2) 河川利用のルール策定とマナー教育	
	(3) 地域住民やNPO等との連携の推進	
4 水質の改善	(1) 支川の対策	
	(2) 汽水域、緩流域の水質保全	
	(3) ダム貯水池の水質保全	
	(4) 伊勢湾再生への連携	
	(5) わかりやすい水質基準の整備	
5 流砂系の健全化	(1) 関係する機関と連携した調査・研究の推進	
	(2) 堆積土砂の下流域への還元	
	(4) 性识工识》(加强、70) 图 (4)	

河川整備計画変更(原案)目次



5 河川	の維持の目的、種類及び施行の場所		黒字:変更なし
第1項	洪水、高潮等による災害の発生の防」	上又は軽減に関する事項	一 二 二 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
	1 堤防の維持管理	(1) 堤防の維持管理	─ │ 赤 字:変更あり
		(2) 堤防除草	土中下约 如 18
	2 樋門・樋管、排水機場等の維持管理	(1) 樋門・樋管、排水機場等の維持管理	
		(2) 老朽化に伴う施設更新	
		(1) 河床・河岸の維持管理	
	- N. 175 - O. WILLIA	(2) 樹木の維持管理	
	4 河川維持管理機器等の維持管理	(1) 光ケーブル・CCTVの維持管理	_
	7 77711個17 日2年122日 中の他17 日2年	(2) 危機管理施設の維持管理	
	5 許可工作物の適正維持管理	(2) 心饭目垤爬設の稚符目垤	
	5 計列工作物の過止維持管理 6 流下物の処理		
	7 ダム本体・観測機器等の維持管理		
	8 ダム貯水池の維持管理	(4) NII Lutton of the TIII	
	9 危機管理対策	(1) 洪水時等の管理	
		<u>(2) 堤防の決壊時の被害軽減対策の検討</u>	
		(3) 水害リスクの評価・水害リスク情報の共有	
		(4) 水防に関する連携・支援	①水防災意識社会…
		(5) 海抜ゼロメートル地帯及びその周辺における高潮・洪水対策	
		(6) 河川情報システムの整備	
		<u>(7)地震および津波発生時の対応</u>	
		(8) 水質事故対策	
第2項	河川水の適正な利用及び流水の正常な	は機能の維持に関する事項	
	1 河川水の適正な利用及び流水の	(1) 適正な流水管理や水利用	
	正常な機能の維持	(2) 渇水時及び異常渇水時の対応	
第3項	河川環境の維持に関する事項		
	1 河川の清潔の維持	(1) 不法投棄物の処理	
		(2) 水質の維持	
	2 地域と連携した取り組み	(1) <u>河川協力団体、</u> 河川愛護団体等との連携	7
			②良好な自然環境の保全・再生
		(3) 生態系ネットワーク推進協議会の設立	
		(3) 土忠ポイントノーン推進励議会の設立	
		(4) 地域に開かれたダム指定、水源地域ビジョンの実施	

河川整備計画の変更項目の骨子



①水防災意識社会の再構築

洪水氾濫に社会全体で備えるための取り組みとして、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加えて、施設能力を上回る洪水等へのハード対策(危機管理型ハード対策)、洪水浸水想定区域の指定、水害リスク情報の共有(住民目線のソフト対策)等を明記。



- ・第3章第1節第1項4(2)被害を最小化するための取り組み
- ・第3章第2節第1項9(2)堤防の決壊時の被害軽減対策の検討
- ・第3章第2節第1項9(3)水害リスクの評価・水害リスク情報の共有
- ・第3章第2節第1項9(4)水防に関する連携・支援
- ・第3章第2節第1項9(5)海抜ゼロメートル地帯及びその周辺における 高潮・洪水対策危機管理対策

②良好な自然環境の保全・再生及び魅力ある水辺空間の創出

良好な自然環境の保全・再生や、魅力ある水辺空間を創出するだけでなく、地域と一体となって 創出した貴重なオープンスペースを整備、活用していくことで、観光振興、地域活性化に貢献して いくとともに、自然環境の将来に向けた持続性を高めていくため、川と地域社会の関わりについて 深めていく取り組みを進めていくことを明記。

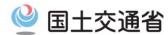
③長良川遊水地

現行の河川整備計画策定時点(H20.3)では内部検討段階であったが長良川遊水地整備について、その後の事業効率や地域の以降についての検討を踏まえた事業箇所・整備方針等を明記。

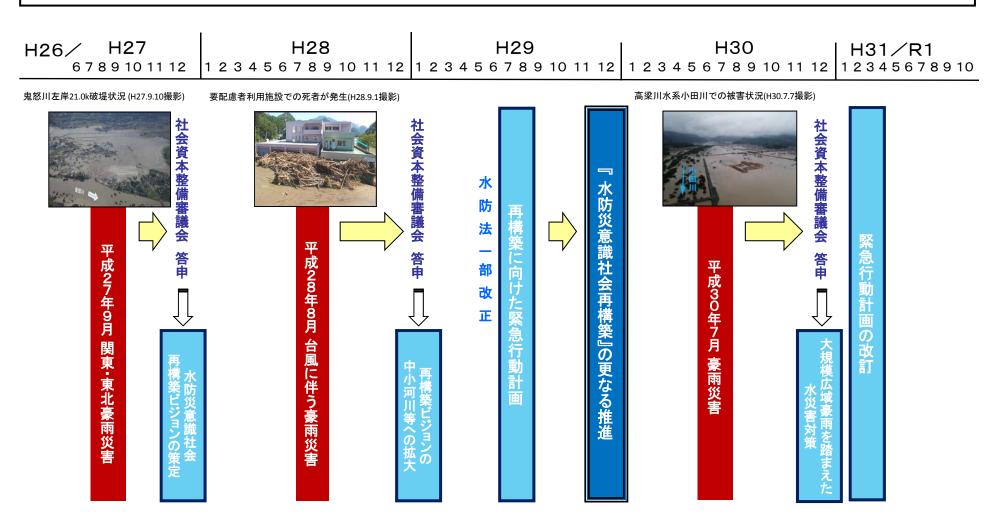
④地震・津波に対する安全性の強化

これまでも耐震性能照査指針に基づき照査を実施し、その結果を踏まえ対策を進めてきた地震・津波対策の具体的な整備目標を明記。

水防災意識社会の構築に関する主な動向



- ○平成27年9月関東・東北豪雨では、記録的な大雨により鬼怒川の堤防が決壊。
- 〇この災害を踏まえ、「施設では防ぎきれない水災害は必ず発生する」との考えのもと、社会全体で水災害に備える 「水防災意識社会」を再構築する取り組みを開始。
- 〇平成30年7月豪雨等、近年の災害での課題も踏まえ、順次対策を充実させ取り組みを加速化させてきた。





○洪水氾濫に社会全体で備えるための取り組みとして、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加えて、<u>施設能力を</u> 上回る洪水等へのハード対策(危機管理型ハード対策)、洪水浸水想定区域の指定、水害リスクの評価 ・水害リスク情報の共有(住民目線のソフト対策)等を明記。

水防災意識社会の再構築ビジョン【H27.12】の主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して 減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。



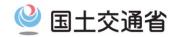


第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類および施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第1項 洪水 津波 高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

4 危機管理対策 	参考頁:資料-5(P3-1
河川整備計画(H27)	河川整備計画変更原案(案)
計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合や、整備途上での施設能力以上の 共水や高潮が発生した場合、また大規模地震による津波とともに、大規模地震 の直後に洪水や高潮に見舞われた場合の被害を軽減するため、既存施設を活用 しながら、ソフト・ハード一体となった総合的な被害軽減対策を自助・共助・ 公助の精神のもと関係機関や地域住民等と連携して推進する。 加えて克災の理念のもと、迅速な復旧までを想定した危機管理対策を推進する。	計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合や、整備途上での施設能力以上の 洪水や高潮が発生した場合、また大規模地震による津波とともに、大規模地震 の直後に洪水や高潮に見舞われた場合の被害を軽減するため、既存施設を活用 しながら、ソフト・ハード一体となった総合的な被害軽減対策を自助・共助・ 公助の精神のもと、平成27年(2015)9月関東・東北豪雨を踏まえた答申「大規模 氾濫に対する減災のため治水対策のあり方について」(平成27年(2015)12月) 及び「水防災意識社会再構築ビジョン」(平成27年(2015)12月)に基づき、 「木曽川上流水防災協議会」、「木曽川下流水防災協議会」等を通じて関係機 関や地域住民等と連携して推進する。 加えて克災の理念のもと、迅速な復旧までを想定した危機管理対策を推進する



第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類および施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

4 危機管理対策

参考頁:資料-5(P3-22)

河川整備計画(H27)

(2) 被害を最小化するための取り組み

河川・海岸情報の情報伝達体制の充実を図るとともに、洪水ハザードマップ 作成支援、地域住民が参加した防災訓練等の防災啓発活動により、住民の防災 意識の向上を図る。

また、二線堤、輪中堤の機能維持、活用により被害軽減を図るなど関係機関と連携・調整を図り実施する。

特に、長良川については、当該流域の社会的経済的重要性等を勘案し、洪水により決壊した場合の被害軽減を図る機能を維持するため、輪中堤の決壊氾濫被害リスク軽減効果について調査・研究を進めるとともに河川管理施設とすることを含め、関係機関と調整しつつ保全等を図る。

濃尾平野の海抜ゼロメートル地帯では「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会※1」等において、行政や施設管理者等の関係機関が共同し、災害時の危機管理行動計画を策定し、対応の充実を図る。

流域における保水・遊水機能を適切に確保することを奨励し、従来から遊水機能を有する地域については、その機能の積極的な保全に努めるなど、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら促進する。

※1:平成17年(2005)8月のハリケーン・カトリーナによる米国での大規模な高潮被害を受け、濃尾平野の海抜ゼロメートル地帯において、計画規模や現況施設の整備水準を超える規模の洪水・高潮が発生し、大規模浸水が生じた場合の被害を最小化するための危機管理行動計画を関係機関※2が共同して策定するための協議会。

※2: スーパー伊勢湾台風(中心気圧910hPaで木曽三川に最大の被害をもたらすコースの台風)及び1/1000確率降雨による洪水を想定した場合に想定される浸水想定区域に関係する国の地方支分部局、県、市町村及び指定公共機関等。

愛知県:名古屋市(北区、西区、中村区、中区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、 緑区)、津島市、稲沢市、東海市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、大治 町、蟹江町、 飛島村、甚目寺町

岐阜県:大垣市、海津市、養老町、輪之内町 三重県:桑名市、木曽岬町、朝日町、川越町

(2)被害を最小化するための取り組み

施設能力を上回る洪水、津波、高潮等が発生した場合に被害の軽減を図るため、危機管理型ハード対策として越水等が発生した場合に決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策について、水害リスクや逃げ遅れの危険性が高い区間等を優先的に実施する。

河川整備計画変更原案(案)

また、安全な避難場所への避難が困難な地域等においては、高台等の応急的な避難場所確保について、工事残土等を支援する。

加えて、河川・海岸情報の情報伝達体制の充実を図るとともに、洪水ハザードマップ作成支援、地域住民が参加した防災訓練や防災教育等の防災啓発活動により、住民の防災意識の向上を図る。

また、二線堤、輪中堤の機能維持、活用により被害軽減を図るなど関係機関と連携・調整を図り実施する。

特に、長良川については、当該流域の社会的経済的重要性等を勘案し、洪水により決壊した場合の被害軽減を図る機能を維持するため、洪水の拡大を抑制する効果を有する輪中堤等については、当該水防管理者がこれを浸水被害軽減地区に指定するための支援を行う等の決壊氾濫被害リスク軽減効果について調査・研究を進めるとともに河川管理施設とすることを含め、関係機関と調整しつつ保全等を図る。

濃尾平野の海抜ゼロメートル地帯では「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会^{※1}」等において、行政や施設管理者等の関係機関が共同し、災害時の危機管理行動計画のを策定に向けたし、対応の充実を図る。

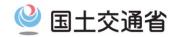
流域における保水・遊水機能を適切に確保することを奨励し、従来から遊水機能を有する地域については、木曽川水系河川整備基本方針を見据えて、その機能の積極的な保全に努め、将来的な遊水地としての整備も視野に入れるなど、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら検討・促進する。

※1:平成17年(2005)8月のハリケーン・カトリーナによる米国での大規模な高潮被害を受け、濃尾平野の海抜ゼロメートル地帯において、計画規模や現況施設の整備水準を超える規模の洪水・高潮が発生し、大規模浸水が生じた場合の被害を最小化するための危機管理行動計画を関係機関※2が共同して策定するための協議会。

※2:スーパー伊勢湾台風(中心気圧910hPaで木曽三川に最大の被害をもたらすコースの台風)及び1/1000確率降雨による洪水を想定した場合に想定される浸水想定区域に関係する国の地方支分部局、県、市町村及び指定公共機関等。

愛知県:名古屋市(北区、西区、中村区、中区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、緑区)、津島市、稲沢市、東海市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、大治町、蟹江町、 飛島村、甚目寺町

岐阜県:大垣市、海津市、養老町、輪之内町 三重県:桑名市、木曽岬町、朝日町、川越町



第3章 河川の整備の実施に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

3 河道の維持

参考頁:資料-5(P3-40)

河川整備計画(H27) 河川整備計画変更原案(案)

(1) 河床・河岸の維持管理

洪水等により河道内に堆積した土砂については、洪水の安全な流下等に支障 となる場合には、瀬・淵等の河床環境、動植物の生息・生育、水際部の多様性 等の河川環境上への影響に配慮し、河道掘削等の適切な措置を講じる。

特に大規模掘削により流下能力の拡大を実施した長良川についてはモニタリ ングを継続的に実施する。

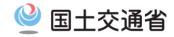
また、木曽川水系では、高水敷が堤外民地として利用されている箇所が多く、 耕作地としての利用が見られることから、治水上支障となる場合は、適切な指 導を行う。

(1) 河床・河岸の維持管理

洪水等により河道内に堆積した土砂については、洪水の安全な流下等に支障 となる場合には、瀬・淵等の河床環境、動植物の生息・生育、水際部の多様性 等の河川環境上への影響に配慮し、河道掘削等の適切な措置を講じる。

実施に当たっては、規制緩和の拡大や制度の弾力的な運用による民間が有す る力の活用を検討する。なお、特に 大規模掘削により流下能力の拡大を実施し た長良川についてはモニタリングを継続的に実施する。

また、木曽川水系では、高水敷が堤外民地として利用されている箇所が多く、 耕作地としての利用が見られることから、治水上支障となる場合は、適切な指 導を行う。



第3章 河川の整備の実施に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

9 危機管理対策

参考頁:資料-5(P3-44)

河川整備計画(H27)

洪水・内水、高潮、地震・津波等による被害の防止及び軽減を図るため、県、市町等の関係機関と連携して、迅速な情報伝達や水防活動の支援等を実施する。

(1) 洪水時等の管理

木曽三川においては、木曽川、長良川、揖斐川、根尾川の4川が昭和30年 (1955)9月、に「洪水予報河川」に指定されている。

また、木曽川、長良川、伊自良川、揖斐川、根尾川、牧田川、杭瀬川、多度川、肱江川の9川が「水防警報河川」に指定されていることから、岐阜地方気象台、名古屋地方気象台と共同で洪水予報を発表する。また、水防警報の迅速な発表により、水防活動を行う必要がある旨を、県・市を通じ消防団等へ通知する。

このように、関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、洪水被害の防止及 び軽減に努める。

なお、支川牧田川、杭瀬川、伊自良川については、「水位周知河川」に指定され、「氾濫危険水位(特別警戒水位)」に達した旨を関係県知事へ通知するとともに住民に周知しているが、さらにきめ細かい情報提供を行うため、「洪水予報河川」の指定に向け、洪水予測の精度を向上させるとともに、関係機関との調整に努める。

出水時における排水機場の運転については、堤防の越水や破堤等による甚大な被害を回避するため、排水機場の運転調整ルールを施設管理者、地方公共団体等と協議し、策定するとともに、策定した運転調整ルールの的確な運用を図り、被害の軽減に努める。

これらの情報の発信にあたっては、観測機器の精度向上に努め、平常時の情報伝達演習等により、水防管理者等へ迅速に情報を伝達するとともに、防災関係機関や報道機関と連携を図り、住民等へ迅速にかつわかりやすい情報の提供に努める。

河川整備計画変更原案(案)

洪水・内水、高潮、地震・津波等による被害の防止及び軽減を図るため、県、 市町等の関係機関と連携して、迅速な情報伝達や水防活動の支援等を実施する。 また、避難や水防等の事前の対応が備えられた社会を構築していくために必要 な整備を実施する。

(1) 洪水時等の管理

木曽三川においては、木曽川、長良川、揖斐川、根尾川の4川が昭和30年 (1955)9月、に「洪水予報河川」に指定されている。

また、木曽川、長良川、伊自良川、揖斐川、根尾川、牧田川、杭瀬川、多度川、肱江川の9川が「水防警報河川」に指定されていることから、岐阜地方気象台、名古屋地方気象台と共同で洪水予報を発表する。また、水防警報の迅速な発表により、水防活動を行う必要がある旨を、県・市を通じ消防団等へ通知する。

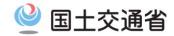
このように、関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、洪水被害の防止及 び軽減に努める。

なお、支川牧田川、杭瀬川、多度川、肱江川、伊自良川については、「水位周知河川」に指定され、「氾濫危険水位(特別警戒水位)」に達した旨を関係県知事へ通知するとともに住民に周知しているが、さらにきめ細かい情報提供を行うため、「洪水予報河川」の指定に向け、洪水予測の精度を向上させるととなる。
となる。関係機関との調整に努める

さらに、個別の氾濫ブロックについて危険となるタイミングをリアルタイムに把握するため、上流から下流まで連続して洪水危険度を表示し、水位の実況値や予測値をわかりやすく情報提供する「水害リスクライン」を導入するとともに、洪水予測の高度化を進める。

出水時における排水機場の運転については、堤防の越水や破堤等による甚大な被害を回避するため、排水機場の運転調整ルールを施設管理者、地方公共団体等と協議し、策定するとともに、策定した運転調整ルールの的確な運用を図り、被害の軽減に努める。

これらの情報の発信にあたっては、観測機器の精度向上に努め、「木曽川洪水予報連絡会」、「木曽川上流水防災協議会」、「木曽川下流水防災協議会」等を活用しつつ、平常時の情報伝達演習等により、水防管理者等へ迅速に情報を伝達するとともに、公共交通事業者やマスメディア等と連携し、メディアの特性を活用した情報の伝達方策の充実、防災施設の機能に関する情報提供の充実等を進め、防災関係機関や報道機関と連携を図り、住民等へ迅速にかつわかりやすい情報の提供に努める。



第3章 河川の整備の実施に関する事項

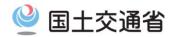
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

9 危機管理対策

参考頁: 資料-5(P3-45)

9 危候自垤对泉	参考頁:資料-5(P3-45)
河川整備計画(H27)	河川整備計画変更原案(案)
~新規~	(2) 堤防の決壊時の被害軽減対策
新規	万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手順について事前に計画しつつ、決壊時の対応(情報伝達、復旧工法等)演習することを目的とした堤防決壊時の緊急対策シミュレーションの実施を行う。 また、氾濫水を速やかに排水するため、拡散型・閉鎖型の氾濫形態毎に排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、「排水作業準備計画」を作成するとともに、排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、排水計画に基づく排水訓練に取り組み、必要な資器材の準備等、早期復旧のための体制の強化を図る。また、平常時から、災害復旧に関する情報共有および連絡体制の確立が図られるよう、地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関との一層の連携を図る。 大規模水害時等においては、地方公共団体の災害対応全般にわたる機能が著しく低下するおそれがあるため、TEC-FORCE(Technical Emergency Control FORCE:緊急災害対策派遣隊)等が実施する、災害発生直後からの被害状況調査、排水ポンプ車による緊急排水等の支援、地方公共団体への支援体制のより一層の強化を図る。
 ~新規~	(3) 水害リスクの評価・水害リスク情報の共有
新規	水害による被害軽減のため、市町村が主体となって実施する水防活動については、国土交通省、県、水防管理団体が連携し、出水期前に重要水防箇所の合同巡視や情報伝達訓練、水防技術講習会、水防訓練等を実施し、水防上特に注意を要する箇所の周知や水防技術の習得を図るとともに、水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備える。 また、国土交通省では、水防警報の発表により、水防団等による水防活動の的確な支援および水防団員の安全確保に努める。



第3章 河川の整備の実施に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

9 危機管理対策

参考頁:資料-5(P3-45~47)

河川整備計画(H27)

(2) 水防に関する連携・支援

水害による被害軽減のため、市町村が主体となって実施する水防活動については、国土交通省、県、水防管理団体が連携し、出水期前に重要水防箇所の合同巡視や情報伝達訓練、水防技術講習会、水防訓練等を実施し、水防上特に注意を要する箇所の周知や水防技術の習得を図るとともに、水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備える。また、国土交通省では、水防警報の発表により、水防団等による水防活動の的確な支援及び水防団員の安全確保に努める。広域的な災害等が発生した場合は、国土交通省の所有する排水ポンプ車や照明車、災害対策本部車等により各地方自治体への積極的な災害支援を実施する。また、住民の防災意識の向上のため、過去の災害の経験、知識を生かした啓発活動を推進するとともに、地域住民、学校、企業等が災害に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるよう洪水ハザードマップの作成支援並びに、洪水ハザードマップを活用した避難訓練等の取り組みに対して必要な支援・協力を行う。

さらに、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は 管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織 の設置等をする際に、技術的な助言や情報伝達訓練等による積極的な支援を行 い、地域水防力の向上を図る。

河川整備計画変更原案(案)

(42) 水防に関する連携・支援

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、 氾濫による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨の洪水が発生した場合に 浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、木曽川水系では平成 28年(2016)12月22日に告示した。

公表に当たっては、多様な主体が水害リスクに関する情報を多様な方法で提供することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図る。

また、想定最大規模降雨の洪水により家屋が倒壊・流失するおそれがある区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を公表する。公表に当たっては、地方公共団体等と連携し住民への周知を徹底する。

ダムの下流部においては、当該区間を管理する都道府県と調整の上、想定される最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を公表する。

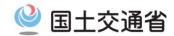
水害による被害軽減のため、市町村が主体となって実施する水防活動については、国土交通省、県、水防管理団体が連携し、出水期前に重要水防箇所の合同巡視や情報伝達訓練、水防技術講習会、水防訓練等を実施し、水防上特に注意を要する箇所の周知や水防技術の習得を図るとともに、水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備える。また、国土交通省では、水防警報の発表により、水防団等による水防活動の的確な支援及び水防団員の安全確保に努める。

<u>広域的な災害等が発生した場合は、国土交通省の所有する排水ポンプ車や照明車、災害対策本部車等により条地方自治体への</u>積極的な災害支援を実施する。

堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所をきめ細かく設定し、水防管理者に提示するとともに、的確かつ効率的な水防の実施や洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握出来るよう、危険個所等に水位計や河川監視用CCTVカメラを設置し、上流の水位観測所の水位等も含む水位情報やリアルタイムの映像を水防管理者等の地方公共団体と共有するための情報基盤の整備を行う。

~次頁に続く~

~次頁に続く~



第3章 河川の整備の実施に関する事項

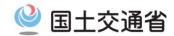
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

9 危機管理対策

参考頁:資料-5(P3-45~47)

参考貝:資料-5(P3		
河川整備計画(H27)	河川整備計画変更原案(案)	
~前頁より続く~	一	
	また、水防資器材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、水防協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及等を図る。 さらに、重要水防箇所等の洪水に対しリスクが高い区間について、地方公共団体、水防団、自治会をの表に、当該箇所における氾濫シミュレーションを明示する等、各箇所の危険性を共有できるよう工夫する。 選難に関する計画が、河川管理者等が行う洪水時における水位等の防災情報を十分に活用したものとし、広遊避難も視野に入れ、避難勧告等に関するタイミングや範囲、避難場所や避難勧告等、避難に関する計画について適切に定めることができるよう地方公共団体と河川管理者が参画した協議会等の仕組みを整備する。 特に洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や大規模工場等の市町村地域防災計画に記載された施設の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に技術的支援を行い、地域水防力の向上を図る。 また、避難勧告等の発令範囲の決定に資するため、堤防の想定決壊地点毎に氾濫が拡大していく状況が時系列で分かる氾濫シミュレーションを地方公共団体に提供するともに、ホームページ等で必表する。 さらに、避難勧告等に着目したタイムライン(時系列の防災行動計画)の策定がなされるよう技術的な支援を行う。 災害情報普及支援室を窓口として、氾濫が生じた場合でも、円滑な避難を促進し、人的被害の防止を図るために、想定最大規模降雨の洪水等が発生した場合の浸水深、避難の方向、避難場所の名称と距離等を記載した標識を関係地方公共団体と適切な役割分組のもとで設置するとともに、避難場所や避難経路の確保に向けた地方公共団体の取り組みに対して技術的な助言等の支援を行い、地域の水防力の向上を図る。	
~次頁に続く~	~次頁に続く~	



第3章 河川の整備の実施に関する事項

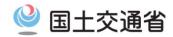
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

9 危機管理対策

参考頁: 資料-5(P3-45~47)

参考貝∶負料−5(P3−		
河川整備計画(H27)	河川整備計画変更原案(案)	
~前頁より続く~	~前頁より続く~	
	広域的な災害等が発生した場合は、国土交通省の所有する排水ボンブ車や照明車、対策本部車等により各地方公共団体への積極的な災害支援を実施する。さらに、洪水、津波または高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸水した水の排除のほか、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動(特定緊急水防活動)を行う。 住民の防災意識の向上のため、過去の災害の経験、知識を生かした啓発活動を推進するとともに、地域住民、学校、企業等が災害に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるよう洪水ハザードマップの作成支援並びに、洪水ハザードマップを活用した避難訓練等の取り組みに対して必要な支援・協力を行う。 また、洪水時に住民が危険性を認識できるよう、洪水時のリアルタイムな水位状況の把握に特化した水位計である「危機管理型水位計」および河川や河川管理施設のリアルタイムな状況把握を充実させるカメラである「商易型河川監視カメラ」を活用した監視体制の充実を図るとともに、情報提供の仕組みを構築する。 なお、スマートフォン等を活用した洪水予報等をプッシュ型で情報提供するためのシステムについて、双方向性も考慮して整備に努めるとともに、従来から用いられてきた水位標識、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係する地方公共団体と連携・協議して有効に活用する。学校教育現場における防災・減災教育の取り組みを推進するために、教育委員会等に情報提供するなど支援する。また、住民が日頃から河川との関わりを持ち親しんでもらうことで防災・減災知識の普及を図るために、河川協力団体等による河川環境の保全活動や防災・減災知識の普及を発活動等の支援に努める。 また、住民が日頃から河川との関わりを持ち親しんでもらうことで防災・減災知識の普及を発活動等の支援に努める。 また、民徒が関係を対して、大阪に対域のでは、大阪に対域を対域のでは、大阪に対域を対域のでは、大阪に対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対	



第3章 河川の整備の実施に関する事項

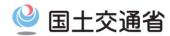
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

9 危機管理対策

参考頁:資料-5(P3-47)

河川整備計画(H27) (3) 海抜ゼロメートル地帯及びその周辺における高潮・洪水対策 防御レベルを超える大型台組の実襲を想定し、濃足平野の海抜ゼロメートル 地帯に関係する行政機関等で構成される。 東海ネーデルランド高潮・洗水地域 協議会」を運営・活用し、避難救助活動を支援する。 (56) 海抜ゼロメートル地帯及びその周辺における高潮・洪水対策 港水時の円滑かつ温度が顕整を確保し、浸水を防止することにより、水害に よる繋みの軽減を図るため、想定是大規模機能の法体等の発生した場合に浸水 が想定される区域を批水浸水想定区域として指定し、公表していて。 また、高潮浸水想定区域として指定し、公表していて。 また、高潮浸水想定区域として指定し、金板で取り、値力を有 また、高潮と水理に関係する行政機器等で構成される「東海ネーデルランド高潮・ 洗水地域協議会」を運営・活用し、気寒では重視して高調水防勢範囲保育報の 発性を行うと表現して記述では、迅能域にある8 市町村で構成される「木曽三川 下流部が返れば、江北地域は海域の活動を交援する。 さらに、下流部においては、迅能域にある8 市町村で構成される「木曽三川 下流部が延期実現プロジェクト」も活用・連携し、必要な情報機能を行うと ともに、避難救助活動を支援する。
防御レベルを超える大型台風の来襲を想定し、濃尾平野の海抜ゼロメートル 地帯に関係する行政機関等で構成される「東海ネーデルランド高潮・洪水地域 協議会」を運営・活用し、避難救助活動を支援する。



第3章 河川の整備の実施に関する事項

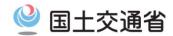
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

9 危機管理対策

参考頁:資料-5(P3-48)

参考貝∶負料-5(P3-48)	
河川整備計画変更原案(案)	
(7) 地震及び津波発生時の対応	
地震及び津波災害の発生時には、気象庁や県・市町村と連携し、河川監視用カメラ (CCTV) 等を活用して情報の収集及び伝達を適切に実施する。 管内で一定規模以上の地震が発生した場合には、安全性に十分留意しつつ、河川管理施設等の状況把握、異常の早期発見のために巡視・点検を実施することで災害の防止を図る。 また、津波に対する操作が伴う水門等の河川管理施設については、津波発生時に操作員の安全性を確保するとともに、迅速、確実な操作により被害の軽減に努める。 さらに、平常時より地震を想定した被災状況等の情報収集・情報伝達手段を確保するほか、大規模地震を想定した訓練を実施する等、迅速な巡視・点検並びに円滑な災害復旧作業に向け、関係機関との連携体制の強化を図る。	



①水防災意識社会の再構築

洪水氾濫に社会全体で備えるための取り組みとして、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加えて、施設能力を上回る洪水等へのハード対策(危機管理型ハード対策)、洪水浸水想定区域の指定、水害リスク情報の共有(住民目線のソフト対策)等を明記。

②良好な自然環境の保全・再生及び魅力ある水辺空間の創出

良好な自然環境の保全・再生や、魅力ある水辺空間を創出するだけでなく、地域と一体となって 創出した貴重なオープンスペースを整備、活用していくことで、観光振興、地域活性化に貢献して いくとともに、自然環境の将来に向けた持続性を高めていくため、川と地域社会の関わりについて 深めていく取り組みを進めていくことを明記。



- ・第3章第1節第3項2(4)かわまちづくり支援制度の活用
- ・第3章第2節第3項2(1)河川協力団体、河川愛護団体等との連携
- ・第3章第2節第3項2(2)河川協力団体の指定
- ・第3章第2節第3項2(3)生態系ネットワーク推進協議会の設立

③長良川遊水地

現行の河川整備計画策定時点(H20.3)では内部検討段階であったが長良川遊水地整備について、 その後の事業効率や地域の以降についての検討を踏まえた事業箇所・整備方針等を明記。

④地震・津波に対する安全性の強化

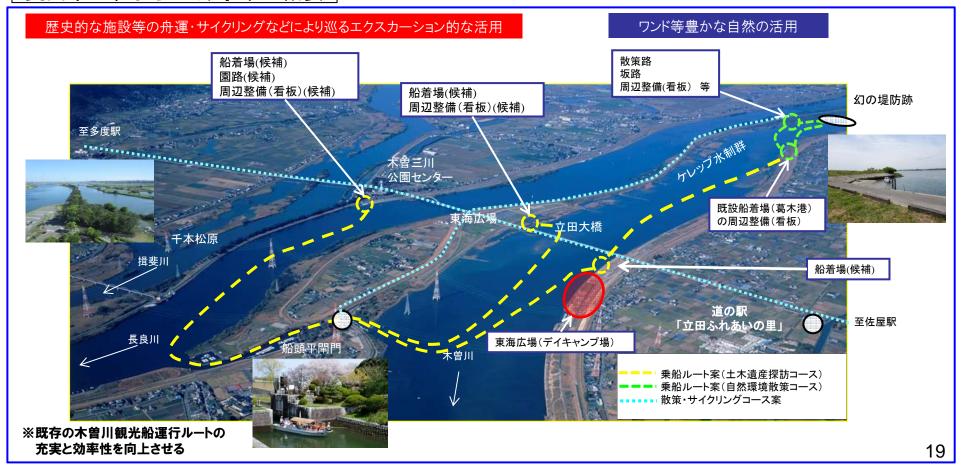
これまでも耐震性能照査指針に基づき照査を実施し、その結果を踏まえ対策を進めてきた地震・津波対策の具体的な整備目標を明記。

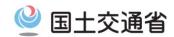


かわまちづくり支援制度

- ○重要文化財である船頭平閘門やケレップ水制といった多様な自然環境など、魅力ある地域資源を有している 愛西市では、これらの資源を繋ぐ木曽川観光船のルートを充実することなどにより、更なる観光振興、地域 活性化等に取り組む。
- 〇平成30年3月26日付けで、愛知県愛西市(木曽川水系木曽川・長良川)の「愛西市かわまちづくり計画」が 登録され、平成30年3月30日に登録証を伝達。

愛西市かわまちづくり事業の概要





良好な自然環境の保全・再生や、魅力ある水辺空間を創出するだけでなく、地域と一体となって 創出した貴重なオープンスペースを整備、活用していくことで、観光振興、地域活性化に貢献して いくとともに、自然環境の将来に向けた持続性を高めていくため、川と地域社会の関わりについて 深めていく取り組みを進めていくことを明記。

河川協力団体との協働







清掃活動

地域の川で生き物さがし

環境保全に向けた地域と一体となった取り組み

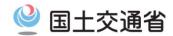


木曽三川流域生態系ネットワーク推進協議会



木曽三川流域エコネット応援団





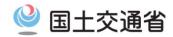
第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類および施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

2 地域と人とのふれあいの増進

参考百: 資料-5(P3-31)

	参考頁:資料-5(P3-31)
河川整備計画(H27)	河川整備計画変更原案(案)
・ 新規 ~ 新規	(4) かわまちづくり支援制度の活用 河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観・歴史・文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取り組みとして「かわまちづくり」が進められている。 木曽川水系においては、「愛西市かわまちづくり」をはじめ、8地区に即して河川管理者が市町村等の推進主体と連携して治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を上た良好な空間形成を目指す取り組みな行われる場合は、河川管理者が推進主体と連携して、かわまちづくり計画を策定し、その計画に即して、光上及で河川上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行うことになるが、本整備は、まちづくりと連携して行う事業であるという特殊性を踏まえ、今後の状況の変化により示していない場所において施行することがある。



第3章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 第3項 河川環境の維持に関する事項 2 地域と連携した取り組み

参考頁:資料-5(P3-50)

河川整備計画(H27)	河川整備計画変更原案(案)		
(1) 河川愛護団体等との連携 木曽三川の沿川に暮らす地域住民が木曽三川に誇りや親しみを持ち、より良い河川環境を実現していくため、河川愛護団体等とのパートナーシップを確立するとともに、河川愛護団体や地域住民等との協働による「川と海のクリーン大作戦」等の河川清掃活動、「ボランティアサポート」等の堤防美化活動等、地域住民等の自主的な参画による活動を促進し、地域と一体となったより良い河川管理の推進を図る。 また、このような活動を通じて、住民等の参加と連携による木曽三川を基軸とした活力ある地域づくりの推進を図る。	(1) 河川協力団体、河川愛護団体等との連携 木曽三川の沿川に暮らす地域住民が木曽三川に誇りや親しみを持ち、より良 い河川環境を実現していくため、河川協力団体や河川愛護団体等とのパート ナーシップを確立するとともに、河川協力団体、河川愛護団体や地域住民等と の協働による「川と海のクリーン大作戦」等の河川清掃活動、「ボランティア サポート」等の堤防美化活動等、地域住民等の自主的な参画による活動を促進 し、地域と一体となったより良い河川管理の推進を図る。 また、このような活動を通じて、住民等の参加と連携による木曽三川を基軸 とした活力ある地域づくりの推進を図る。		
~新規~	(2) 河川協力団体の指定		
新規	近年、自発的に河川環境の整備と保全等の活動に取り組む特定非営利法人、町内会等の民間団体が増加している。その活動内容は、河川敷の除草、ビオトープの整備、不法行為の監視、河川空間の利用状況の調査、希少種等の調査、河川の安全利用講習等多岐にわたり、河川管理にも資するものである。平成25年(2013)6月に公布された「水防法及び河川法の一部を改正する法律」では、そのような団体を「河川協力団体」に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることによって、自発的活動を促進し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図っており、木曽川水系では3団体を指定している。今後とも、河川管理者と河川協力団体が充実したコミュニケーションを図り、互いの信頼関係を構築することで、河川管理のパートナーとしての活動を促進し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図る。		
~新規~ 新規	(3) 生態系ネットワーク推進協議会の設立 木曽川流域の環境保全については、希少種の保護等を目的に各個の協議会が活動していたが、関係機関が連携して流域一体となって取り組みを進めていくための基盤として、平成27年(2015)1月に「木曽三川流域生態系ネットワーク推進協議会」が設立された。 今後とも、木曽三川流域における生態系ネットワークの実現に向けて、関係機関が連携して流域一体の取り組みの推進を図る。		



①水防災意識社会の再構築

洪水氾濫に社会全体で備えるための取り組みとして、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加えて、施設能力を上回る洪水等へのハード対策(危機管理型ハード対策)、洪水浸水想定区域の指定、水害リスク情報の共有(住民目線のソフト対策)等を明記。

②良好な自然環境の保全・再生及び魅力ある水辺空間の創出

良好な自然環境の保全・再生や、魅力ある水辺空間を創出するだけでなく、地域と一体となって 創出した貴重なオープンスペースを整備、活用していくことで、観光振興、地域活性化に貢献して いくとともに、自然環境の将来に向けた持続性を高めていくため、川と地域社会の関わりについて 深めていく取り組みを進めていくことを明記。

3長良川遊水地

現行の河川整備計画策定時点(H20.3)では内部検討段階であったが長良川遊水地整備について、その後の事業効率や地域の以降についての検討を踏まえた事業箇所・整備方針等を明記。



- ・第3章第1節第1項1(3)洪水調節機能の強化
- ・第3章第1節第1項4(2)被害を最小化するための取り組み

4地震・津波に対する安全性の強化

これまでも耐震性能照査指針に基づき照査を実施し、その結果を踏まえ対策を進めてきた地震・津波対策の具体的な整備目標を明記。



- 〇現行の河川整備計画策定時点(H20.3)では内部検討段階であったが、その後の事業効率や地域の意向についての検討を踏まえた事業箇所・整備方針等を明記。
- 第3章 河川の整備の実施に関する事項
- 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- 第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
- 1 水位低下
- (3) 洪水調節機能の強化
 - ②遊水地等の整備

長良川において、戦後最大規模の洪水〔平成16年(2004)10月洪水〕を安全に流下させるため、<u>板取川合流点から下流の</u>区間において遊水機能を活かした洪水調節として基準地点忠節において戦後最大規模の洪水に対して<u>約200m³/sの流量低減を</u>見込む遊水地等を整備する。

なお、整備にあたっては、当該地域の開発状況と遊水地計画を総合的に検討し、<u>地域の振興に資するような開発プロジェクトと協調を図る</u>など岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図るとともに、<u>既往の洪水に対する当該地域の浸水対策</u>を併せて検討する。

<u>遊水地等の位置・諸元等の詳細については今後検討し決定</u>していく。

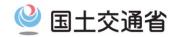
5/20 候補地 選定





<5/20流域委員会でのご指摘>

〇今回選定されていない候補地についても、自然の遊水機能を有する治水安全度上有効な土地であることを関係者に周知するとともに、次期整備計画や基本方針に向けた遊水地の候補地に関する検討を引き続き行うこと。



第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類および施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

1 水位低下

参考頁:資料-5(P3-6)

河川整備計画(H27)

(3) 洪水調節機能の強化

② 遊水地等の整備

長良川において、戦後最大規模の洪水 [平成16年(2004)10月洪水] を安全に 流下させるため、板取川合流点から下流の区間において遊水機能を活かした洪 水調節として基準地点忠節において戦後最大規模の洪水に対して約200m³/sの 流量低減を見込む遊水地等を整備する。

なお、整備にあたっては、当該地域の開発状況と遊水地計画を総合的に検討し、地域の振興に資するよう開発プロジェクトと協調を図るなど岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図るとともに、既往の洪水に対する当該地域の浸水対策を併せて検討する。

遊水地等の位置・諸元等の詳細については今後検討し決定していく。

河川整備計画変更原案(案)

(3) 洪水調節機能の強化

② 遊水地等の整備

長良川において、戦後最大規模の洪水 [平成16年(2004)10月洪水] を安全に流下させるため、板取川合流点から下流の区間において遊水機能を活かした洪水調節として基準地点忠節において戦後最大規模の洪水に対して約200m³/sの流量低減を見込む遊水地等を整備し、併せて当該地域において必要となる河川整備を行う。

なお、整備にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境等の環境への影響の低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、当該地域の開発状況と遊水地計画を総合的に検討し、地域の振興に資するよう開発プロジェクトと協調を図るなど岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図りるとともに、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮対策を併せて検討する。

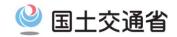
遊水地等の位置・諸元等の詳細については今後検討し決定していく。

表-3.1.9 遊水地の概要

河川名			機能の概要等		
		施行の場所	湛水面積 (ha)	容量(万㎡)	目的
長良川	右岸	岐阜県美濃市横越	約20	約144	洪水調節
	右岸	岐阜県関市池尻	約20	約55	洪小詞即

※施設の規模は、現時点における遊水地の概要を示したものであり、 今後の検討により、必要に応じて変更することがある。

※当該地域は、事業着手に合わせて、大臣管理区間とする予定である。



第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類および施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

4 危機管理対策

再 掲 参考頁:資料-5(P3-22)

河川整備計画(H27)

(2) 被害を最小化するための取り組み

河川・海岸情報の情報伝達体制の充実を図るとともに、洪水ハザードマップ 作成支援、地域住民が参加した防災訓練等の防災啓発活動により、住民の防災 意識の向上を図る。

また、二線堤、輪中堤の機能維持、活用により被害軽減を図るなど関係機関と連携・調整を図り実施する。

特に、長良川については、当該流域の社会的経済的重要性等を勘案し、洪水により決壊した場合の被害軽減を図る機能を維持するため、輪中堤の決壊氾濫被害リスク軽減効果について調査・研究を進めるとともに河川管理施設とすることを含め、関係機関と調整しつつ保全等を図る。

濃尾平野の海抜ゼロメートル地帯では「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会※1」等において、行政や施設管理者等の関係機関が共同し、災害時の危機管理行動計画を策定し、対応の充実を図る。

流域における保水・遊水機能を適切に確保することを奨励し、従来から遊水機能を有する地域については、その機能の積極的な保全に努めるなど、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら促進する。

※1:平成17年(2005)8月のハリケーン・カトリーナによる米国での大規模な高潮被害を受け、濃尾平野の海抜ゼロメートル地帯において、計画規模や現況施設の整備水準を超える規模の洪水・高潮が発生し、大規模浸水が生じた場合の被害を最小化するための危機管理行動計画を関係機関※2が共同して策定するための協議会。

※2: スーパー伊勢湾台風(中心気圧910hPaで木曽三川に最大の被害をもたらすコースの台風)及び1/1000確率降雨による洪水を想定した場合に想定される浸水想定区域に関係する国の地方支分部局、県、市町村及び指定公共機関等。

愛知県:名古屋市(北区、西区、中村区、中区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、緑区)、津島市、稲沢市、東海市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、大治町、蟹江町、 飛島村、甚目寺町

岐阜県:大垣市、海津市、養老町、輪之内町 三重県:桑名市、木曽岬町、朝日町、川越町

河川整備計画変更原案(案)

(2)被害を最小化するための取り組み

施設能力を上回る洪水、津波、高潮等が発生した場合に被害の軽減を図るため、危機管理型ハード対策として越水等が発生した場合に決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策について、水害リスクや逃げ遅れの危険性が高い区間等を優先的に実施する。

また、安全な避難場所への避難が困難な地域等においては、高台等の応急的な避難場所確保について、工事残土等を支援する。

加えて、河川・海岸情報の情報伝達体制の充実を図るとともに、洪水ハザードマップ作成支援、地域住民が参加した防災訓練や防災教育等の防災啓発活動により、住民の防災意識の向上を図る。

また、二線堤、輪中堤の機能維持、活用により被害軽減を図るなど関係機関と連携・調整を図り実施する。

特に、長良川については、当該流域の社会的経済的重要性等を勘案し、洪水により決壊した場合の被害軽減を図る機能を維持するため、洪水の拡大を抑制する効果を有する輪中堤等については、当該水防管理者がこれを浸水被害軽減地区に指定するための支援を行う等の決壊氾濫被害リスク軽減効果について調査・研究を進めるとともに河川管理施設とすることを含め、関係機関と調整しつつ保全等を図る。

濃尾平野の海抜ゼロメートル地帯では「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会^{※1}」等において、行政や施設管理者等の関係機関が共同し、災害時の危機管理行動計画のを策定に向けたし、対応の充実を図る。

流域における保水・遊水機能を適切に確保することを奨励し、従来から遊水機能を有する地域については、木曽川水系河川整備基本方針を見据えて、その機能の積極的な保全に努め、将来的な遊水地としての整備も視野に入れるなど、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら検討・促進する。

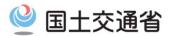
※1:平成17年(2005)8月のハリケーン・カトリーナによる米国での大規模な高潮被害を受け、濃尾平野の海抜ゼロメートル地帯において、計画規模や現況施設の整備水準を超える規模の洪水・高潮が発生し、大規模浸水が生じた場合の被害を最小化するための危機管理行動計画を関係機関※2が共同して策定するための協議会。

※2:スーパー伊勢湾台風(中心気圧910hPaで木曽三川に最大の被害をもたらすコースの台風)及び1/1000確率降雨による洪水を想定した場合に想定される浸水想定区域に関係する国の地方支分部局、県、市町村及び指定公共機関等。

愛知県:名古屋市(北区、西区、中村区、中区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、緑区)、津島市、稲沢市、東海市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、大治町、 蟹江町、 飛島村、甚目寺町

岐阜県:大垣市、海津市、養老町、輪之内町 三重県:桑名市、木曽岬町、朝日町、川越町

④地震・津波に対する安全性の強化



①水防災意識社会の再構築

洪水氾濫に社会全体で備えるための取り組みとして、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加えて、施設能力を上回る洪水等へのハード対策(危機管理型ハード対策)、洪水浸水想定区域の指定、水害リスク情報の共有(住民目線のソフト対策)等を明記。

②良好な自然環境の保全・再生及び魅力ある水辺空間の創出

良好な自然環境の保全・再生や、魅力ある水辺空間を創出するだけでなく、地域と一体となって 創出した貴重なオープンスペースを整備、活用していくことで、観光振興、地域活性化に貢献して いくとともに、自然環境の将来に向けた持続性を高めていくため、川と地域社会の関わりについて 深めていく取り組みを進めていくことを明記。

3長良川遊水地

現行の河川整備計画策定時点(H20.3)では内部検討段階であったが長良川遊水地整備について、その後の事業効率や地域の以降についての検討を踏まえた事業箇所・整備方針等を明記。

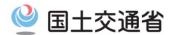
4地震・津波に対する安全性の強化

これまでも耐震性能照査指針に基づき照査を実施し、その結果を踏まえ対策を進めてきた地震・津波対策の具体的な整備目標を明記。

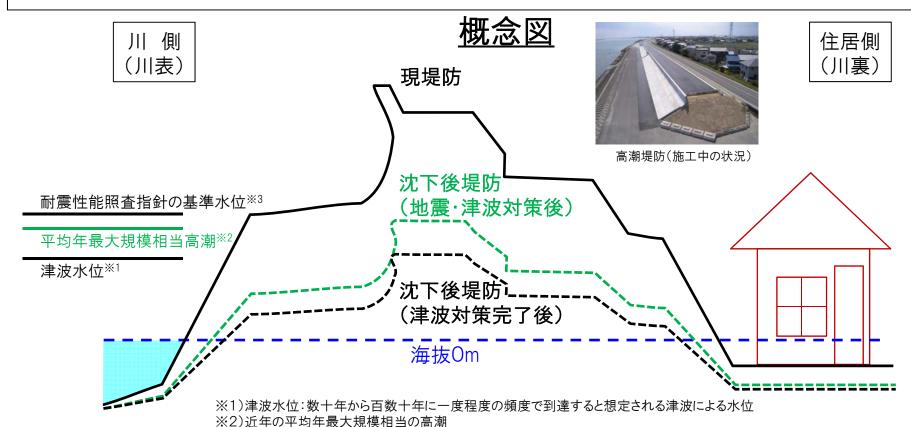


・第3章第2節第1項2(3)地震・津波に対する安全性の強化

④地震・津波に対する安全性の強化



- 〇これまでも耐震性能照査指針に基づき照査を実施し、その結果を踏まえ対策を進めてきたが、今回の整備 計画変更において、地震・津波対策の具体的な整備目標を明記する。
- 〇これまで進めてきた対策を「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」によりさらに推進し、令和2年度を目標に、地震後の堤防高が、施設計画上の津波に対して下回る区間(津波対策区間)の対策を完了する見込み。
- ○さらに、現在から将来にわたって考えられる最大級の地震動による液状化等で堤防の沈下等が生じた状態で、 近年の平均年最大規模相当の高潮での浸水による二次被害及び施設計画で対象としている津波による被害 の防止・軽減を図る。



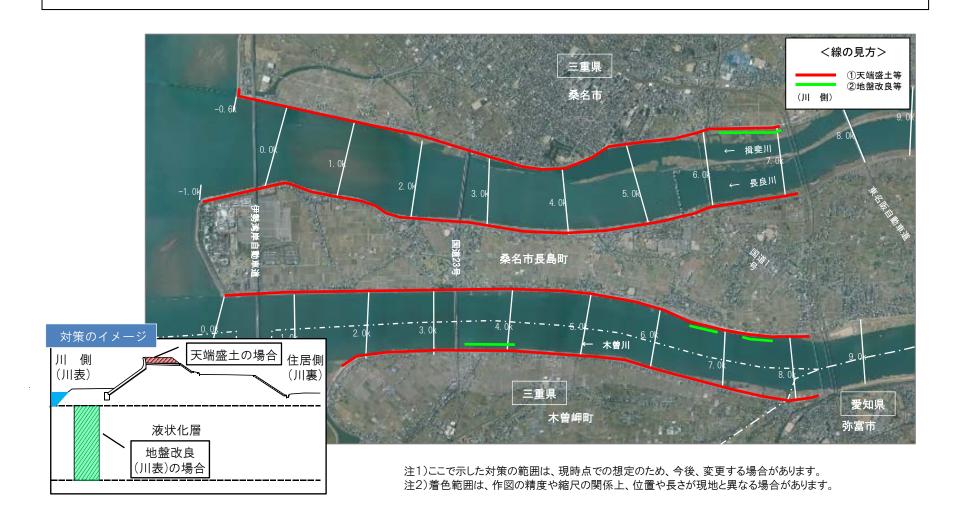
※3)平常時の最高水位:被災した堤防を復旧する期間内に発生するおそれのある最高水位で、 朔望平均満潮位に波浪を考慮したもの、または同期間内に発生するおそれのある出水による水位

④地震・津波に対する安全性の強化

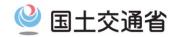


○整備計画の目標を達成するための具体的な整備は今後検討していくこととなるが、施設計画上の津波に 対して高さを確保した後の現時点の対策イメージは次のとおり。

・施設計画上の津波に対して高さを確保した後、早期の効果発現を目指し、まずは高潮区間において①天端盛土等の対策を行い、 その後、更に対策が必要な区間について②地盤改良等を実施し、近年の平均年最大規模相当の高潮への対策を目指す。



4地震・津波に対する安全性の強化



第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類および施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

2 堤防強化

参考頁:資料-5(P3-18)

河川整備計画(H27)

(3) 地震・津波対策の推進

濃尾平野の表層は緩い砂層で覆われており、発生が危惧される東海地震、東南海・南海地震では長い地震動に伴い基礎地盤の液状化等により堤防の沈下、崩壊、ひび割れ等が生じた場合、浸水による二次災害及び津波による被害の恐れがある。

そのため、調査検討を行い、浸水による二次災害及び津波による被害の恐れがある箇所については、必要な対策を実施耐震対策を推進する。

また、津波による堤内地の浸水を確実に防止するため、水門、樋門・樋管については自動閉鎖、遠隔操作が可能となるよう整備する。河川内の利用者に対しては、迅速な避難が可能となるよう警報、避難誘導のための施設を整備する。

河川整備計画変更原案(案)

(3) 地震・津波に対する安全性の強化対策の推進

濃尾平野の表層は緩い砂層で覆われており、発生が危惧される東海地震、東南海・南海地震では長い地震動に伴い基礎地盤の液状化等により堤防の沈下、崩壊、ひび割れ等が生じた状態で場合、高潮での浸水による二次被害災害及び津波による被害の恐れがある。

そのため、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動による液状化等で堤防の沈下等が生じた状態で、近年の平均年最大規模相当の高潮での調査検討を行い、浸水による二次被害災害及び施設計画で対象としている津波による被害の恐れがある箇所については、必要な対策を実施耐震対策を推進する。

また、津波による堤内地の浸水を確実に防止するため、水門、樋門・樋管については自動閉鎖、遠隔操作が可能となるよう整備する。河川内の利用者に対しては、迅速な避難が可能となるよう警報、避難誘導のための施設を整備する。

表-3.1.27 堤防強化(地震・津波対策)に係る施行の場所(木曽川)

河川名		施行の場所		機能の概要
木曽川	左岸	木曽岬町源緑輪中~弥富 市小島長	1.8k~8.2k付近	・地震・津波対策
	右岸	桑名市長島町浦安~桑名 市長島町押付	0.0k~8.2k付近	

※現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

表-3.1.28 堤防強化(地震・津波対策)に係る施行の場所(長良川)

河川名		施行の	機能の概要	
長良川	左岸	桑名市長島町福吉~桑名市長島 町西外面	2.8k~7.1k付近	地震・津波対策

※現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。

表-3.1.29 堤防強化(地震・津波対策)に係る施行の場所(揖斐川)

河川名		施行の場所		機能の概要
揖斐川	左岸	桑名市長島町浦安~桑名 市長島町福吉	-1. 0k~ 2.8k付近	・地震・津波対策
	右岸	桑名市大字福岡長~桑名 市大字上之輪新田	-0. 6k∼ 7.1k付近	

※現時点における主な施行の場所等を示したものであり、今後の河川の状況等により、必要に応じて変更することがある。